

# ポーランド週報

(2023年7月20日～2023年7月26日)

令和5年(2023年)8月1日

| H E A D L I N E S   |  |
|---|--|
| <p><b>政治</b><br/>「同盟」の選挙立候補者発表<br/>最も若い有権者たちの政党別支持率に関する調査<br/>憲法法廷副長官人事を巡る動向<br/>カチンスキ「法と正義」(PiS)党首、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首を強く批判<br/>移民政策に関する国民投票に関する報道<br/>ソポト市長、下院選挙に出る意欲を見せる<br/>ポーランド・チェコ政府間協議の実施<br/>軍団司令部の新編<br/>外務省による駐ポーランド・ロシア大使の召還<br/>早期警戒機の調達</p>  | <p>【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。<br/>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> |
| <p><b>治安等</b><br/>ロシアの飛び地との国境沿いにおけるフェンスの設置状況<br/>付加価値税詐欺グループの捜査に関する当局発表</p>   |  |
| <p><b>経済</b><br/>ウクライナ復興に関心を有するポーランド企業<br/>2023年6月平均給与7340ズロチに上昇<br/>ポーランド出生率の減少傾向<br/>上半期物価上昇率20.3%上昇<br/>オレンジ・ポルスカが5Gネットワークに2.5億ユーロ投資<br/>15%の企業がAIを活用、13%が2023年に導入予定<br/>2023年1-6月期、IT業界のリモートワーク求人は7.7%減、しかし依然として優勢<br/>ポーランドの民間医療市場は2023年から2027年にかけて年率7%の成長が見込まれる<br/>ポーランドとチェコのガス相互接続、2026年までに開始へ<br/>KGHMがSMR候補地を選定<br/>Orlen、石油子会社を統合<br/>ポーランド、リチウムイオン電池市場で本格的なプレーヤーに</p> |  |
| <p><b>大使館からのお知らせ</b><br/>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意<br/>欧州でのテロ等に対する注意喚起<br/>孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ<br/>「たびレジ」への登録のお願い<br/>新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起<br/>マイナンバーカード取得のお願い<br/>年金受給者の現況届提出について<br/>有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて<br/>旅券のオンライン申請等の開始について<br/>大使館広報文化センター開館時間<br/>文化行事・大使館関連行事</p>  |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>在ポーランド日本国大使館<br/>ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000<br/><a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p> |  |
|---|--|

|     |
|-----|
| 政 治 |
| 内 政 |

**「同盟」の選挙立候補者発表【20日】**

20日、ジェチポスポリタ紙とジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、「同盟」がワルシャワ選挙区から選挙に臨む立候補者を発表しており、メンツェン共同党首が1位として立候補者名簿に載ると報じた。同紙たちは、「同盟」は、これまで「法と正義」(PiS)と「市民プラットフォーム」(PO)の2極化から政治的な利益を得てきたが、最近では両党から攻撃対象に定められていると分析した。同紙らによれば、PiSは有権者に「同盟」がウクライナ侵略に対してとっている立場を思い出させようとしており、POが率いる「市民連立」(KO)はかつて「同盟」が5か条(反妊娠中絶など)を掲げて選挙運動を行っていたことを思い出させようとしている。

**最も若い有権者たちの政党別支持率に関する調査【20日】**

20日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、最も若い有権者たちがどのような政党を支持しているか調査した研究「デビュー2023年」の結果を発表した。これらの有権者たちは、ポーランドがEUに加盟した2004年以降に生まれ、2015年に「法と正義」(PiS)が政権をとったときはまだ10歳であったという。調査によると、「同盟」が31%、「わからない」が29%、「市民連立」(KO)が15%、「左派」が13%、「第3の道」が6%、「法と正義」(PiS)が5%の支持を得ているという結果が出た。同紙によれば、最も若い有権者たちは、経済や人生観についてはリベラルな考えを持つ個人主義者であるという。彼らは、確かに気候変動について心配してはいるものの、最重要マターとして扱っているわけではなく、少し疲れてさえいるようだ。また、政治へ不満を抱き、信仰や保守的価値観から脱却しようとしており、LGBTを支持するといった特徴を持つと考えられている。さらに、最も若い有権者たちは、多くの普遍的価値観に対して愛着を持っており、それは大きな政治理念よりもむしろ個人的な幸福と結びつけて考えているという。最も懸念を抱いているのは、インフレ、生活費、そして経済状況であるようだ。理想とする政党のプログラムについて問われ、これらの有権者たちは、リベラル、グリーンそして左派的な要求を述べたという。

**憲法法廷副長官人事を巡る動向【21日】**

21日、憲法法廷判事総会は、2週間前にマリウシュ・ムシンスキ副長官の任期が切れたことを受け、バルトウオミエイ・ソハンスキ判事とヤクブ・ステリナ判事の2名の副長官候補を選出した。両判事はそれぞれ、プシウエンブスカ長官の任期を巡り憲法法廷内部で対立する2つのグループに属している。ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、元シュチェチン市長であり、「法と正義」(PiS)の活動家でもあり、プシウエンブスカ長官の任期は続いていると考えているソハンスキ判事が副長官に任命される可能性が高いと報じている。今後、候補者のどちらかがドゥダ大統領によって副長官に任命される予定である。

**カチンスキ「法と正義」(PiS)党首、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首を強く批判【23日】**

23日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首(副首相)は、ポドラスキエ県のスタヴィスカで開かれた有権者との会合で演説を行い、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首を「我々の国家の真の敵」と呼んで強く批判した。カチンスキ党首は、トウスク党首について、「ポーランドを統治することはできない。どこかへ去るべきである。彼をドイツへ行かせ、そこで害をなすようにするべきだ。」と述べた。

**移民政策に関する国民投票に関する報道【24日】**

24日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、与党「法と正義」(PiS)は移民政策に関する国民投票でどのような問いを設定するか既に複数の案を出しており、今週中にも決定が下されるかもしれないと報じた。非公式な情報によれば、移民政策を除けば、他のEUに関する問いは含まれないという。秋の議会選挙と移民政策に関する国民投票の同日実施については、ドゥダ大統領が指定する議会選挙の投票日にもかかっており、注目が集まっている。

**ソポト市長、下院選挙に出る意欲を見せる【25日】**

25日、ソポトのヤツェク・カルノフスキ市長は、TV N24のインタビューに応じ、下院議員選挙に出る用意があることを明らかにした。同市長は、どの会派から選挙に臨むのか問われ、現在「市民連立」(KO)と協議を行っており、アレンジが固まるまでには2~3週間を要すると応えた。

**ポーランド・チェコ政府間協議の実施【20日】**

20日、カトヴィツェにおいて、ポーランド・チェコ政府間協議が行われた。ポーランドのモラヴィエツキ首相とチェコのフィアラ首相をはじめ、両国の関係閣僚が会合に出席した。両国間の最近の問題や地域の課題、欧州情勢に話題が及んだ。また、両国は、エネルギー、インフラ整備、防衛に特別な関心を寄せた。さらに、EUと加盟国の国境の安全保障についても議論が行われた。モラヴィエツキ首相は、ポーランドとチェコは地政学的なポジションにおいて強く結束していると強調した。ポーランドは、EUが検討している移民移転メカニズムは、移民問題を解決しないと指摘したという。また、ポーランド・チェコ両国の外相・国防相による「2+2」会合も開かれ、対ウクライナ軍事・人道支援の提供を含む安全保障問題や東方政策における最重要課題、EU関連情勢について議論が行われた。ラウ外相は、対ウクライナ支援やEU・NATOの枠組みにおける協力などの観点から、ポーランド・チェコ間で「2+2」会合を開くことは極めて重要であると述べた。

**軍団司令部の新編【21日】**

21日、ブワシュチャク国防大臣は、ナダジツェの中央空軍演習場において行われた米軍とポーランド軍のヘリコプターによる飛行訓練を視察し、「本日、私たちは重要なイベントに参加している。私は、前米

陸軍第5軍団副司令官のヨスク少将を新たに編成されるポーランド第2軍団の司令官に任命した。この軍団は、米国との相互運用性を強化し、ポーランド軍の防衛能力を強化するために設立される。」と述べた。

**外務省による駐ポーランド・ロシア大使の召還【22日】**

22日、ポーランド外務省は、21日にプーチン露大統領がポーランドはウクライナに対して領土的な野心を抱いている旨のコメントを出したことを受け、駐ポーランド・ロシア大使を召還した。ポーランド外務省が出したコミュニケによれば、国際的に承認を得ているポーランド共和国の国境の正当性を損ない、主権国家を脅かす行為がなされたことに対して強く抗議したという。

**早期警戒機の調達【26日】**

26日、ブワシュチャク国防大臣は、スウェーデンから中古のサーブ340早期警戒機2機を調達する契約を締結したことを明らかにした。早期警戒機の調達は、短期的なポーランド空軍の増強となり、数百キロの範囲で巡航ミサイルのような低空飛行の脅威を感知する能力を保有することとなる。ポーランドはこれまで同種の航空機を有していなかった。

治 安 等

**ロシアの飛び地との国境沿いにおけるフェンスの設置状況【20日】**

国境警備隊の報道官は、ロシアの飛び地クルレビエツ(カリーニングラード)との国境沿いに設置を進めているフェンスについて、全12区画(199km)のうち9区画の設置が完了したことを発表した。ポーランド政府は、2022年11月、同国境沿いに高さ2.5メートルのフェンスの建設を開始した。フェンスには、警備用のカメラとモーションセンサーが設置され、これまでにカメラ用のポール約1,600本と155km以上の伝送ケーブルのネットワークを設置しており、9月末までに完成する予定である。また、今後、ポーランド北部ケントシンに所在する国境警備隊に監視センターが設置され、カメラとモーションセンサーからの信号を監視することになる。

**付加価値税詐欺グループの捜査に関する当局発表【25日】**

内務省公安庁(ABW)は、付加価値税詐欺に関与した組織的犯罪グループのメンバー25名の起訴が完了し、本件捜査が終了したことを発表した。同グループの活動による国庫の損失は3,820万ズロチに達した。

同グループは、2012年から2016年にかけて、ポーランドと国外の団体の通じ、鉄鋼製品やプラスチック製品の取得と配送のネットワークを構築した。同グループは、行方不明の納税者情報を利用し、それら製品を国内企業に販売する際に付加価値税23%を付加したが、こうして得た税金の納税を逃れていた。さらに、付加価値税なしで商品を海外に販売していたにもかかわらず、付加価値税の不当な還付を申請していた。

経 済

経済政策

**ウクライナ復興に関心を有するポーランド企業【27日】**

ポーランド投資貿易庁(PAIIH)は、ウクライナ復興

への参加に関心を有するポーランド企業2500社から既に打診を受けており、そのほとんどが建設関連企業である。世界銀行の試算によると、ウクライナの復

興には早ければ2023年3月までに少なくとも410億米ドルが必要としている。

エミレヴィッチ・ウクライナ開発協力政府全権は、早ければ8月初めに、ポーランド企業が関与できるウクライナのプロジェクトのリストが作成されると述べた。これらの投資は主に建設、交通インフラ、上下水

道で、公共調達を通じて実施される。また、輸出信用保険公社(KUKE)の法改正案が7月13日に上院で可決された。新規則は9月に施行され、ポーランドの企業家は保険に加入できるだけでなく、戦火に見舞われたウクライナで事業を行うための融資を申請できるようにする。

## マクロ経済動向・統計

### 2023年6月平均給与7340ズロチに上昇【27日】

ポーランド統計局(GUS)は、今年上半期の企業部門(従業員10人以上の企業)の平均月給の購買力が前年同期比で1.8%低下したと発表した。6月の平均賃金は、11ヵ月ぶりに年間ベースで実質0.5%の上昇となった。しかしこれは、経済全体で均等に賃金が上昇したというよりは、いくつかの産業で高い伸びを示したためである。6月のビジネス部門の平均給与は7340ズロチであった。2023年6月の失業率は5%で、6月末現在、783,500人が労働局に失業者として登録されている。

### ポーランド出生率の減少傾向【26日】

GUSによると、2023年1月~5月の出生数は116,000人で、2022年1月~5月より10%、2021年1月~5月より21%少なかった。6月には23,100人の子供が生まれた。全体では、2023年上半期の出生数は139,500人、死亡数は209,500人であった。このデータは、2023年の出生数が30万人を下回る最初の年になることを裏付けている。ウクライナでの戦争は、ポーランドの安全意識に依然として影響を及ぼしており、これまでの人口問題をさらに悪化させている。

ワルシャワ経済大学人口学者であるコトフスカ教授は、この指標はポーランドにおける人口危機の指標の一つと考えている。同データは、500プラス給付金が導入された後の2016年から2026年までのPiS予測による最も悲観的な予測をもはるかに上回った。2022年のPiS予測では、出生数314,700人という悲観的な予測が含まれていたが、実際には、2022年の出生数は305,000人に過ぎなかった。

### 上半期物価上昇率20.3%上昇【25日】

UCEリサーチによる物価指数によると、上半期の物価は前年同期比20.3%上昇した。月日が経つにつれ、価格上昇は緩やかになっているものの、上昇率は依然として非常に高い。例えば、野菜は1年前より30%以上高く、タマネギは81.4%、ニンジン74.4%、砂糖は38%も高い。同リサーチ会社は、「2023年上半期の価格高騰の原因は、生産コストの上昇に加え、年初の賃金上昇にあり、2022年に起こった現象の余波である。厳冬の影響が野菜や果物の価格に表れたり、穀物の問題が多くの商品の価格に影響を与えたりと、新たな問題も発生した。」と分析している。

## ポーランド産業動向

### オレンジ・ポルスカが5Gネットワークに2.5億ユーロ投資【26日】

26日、大手通信会社オレンジ・ポルスカは、5Gネットワーク展開のため、2024年から2026年にかけて約11億ズロチ(2.5億ユーロ)を投資することを発表した。同社のクニツキCFOによると、2021年から2023年の間、オレンジ・ポルスカは5Gネットワーク立ち上げに約7億ズロチ(1.58億ユーロ)を投資することとなる。電子通信局(UKE)は6月22日、5Gネットワークの先駆的な帯域の1つである周波数帯のオークションを、4.5億ズロチ(1.02億ユーロ)から始めると発表した。予備入札は8月8日までに提出され、全プロセスには約150日かかる見込みで、オレンジ・ポルスカはこのオークションに入札すると発表した。

### 15%の企業がAIを活用、13%が2023年に導入予定 - KPMG【27日】

ポーランドのKPMGの調査によると、同国の企業の15%が現在AI技術を使用しており、13%が2023年末までに導入を計画している。世界全体では、ほぼ10社中4社がAIソリューションを利用している。ポーランドでは、AIはマーケティング、生産、サプライチェーン計画で最もよく使われている。

また、AIを利用している企業の10社中6社は、その効果をモニターしていないこともわかった。ポーランド企業で最も一般的に導入されているテクノロジーは、モバイルとコンピューター支援による意思決定ソリューションであった。

報告書は、作業効率の向上、製品品質の改善、持続可能な開発目標の達成におけるAIの潜在的な利点を強調している。しかし、ポーランドはAIの活用において世界平均に遅れをとっており、AIへの投資を確認した回答者はわずか15%にとどまった。

### 2023年1-6月期、IT業界のリモートワーク求人人は7.7%減、しかし依然として優勢【27日】

2023年上半期、ITスペシャリスト向けのフルリモート求人数は、2022年下半期と比較して7.7%減少した。フルリモートの選択肢は依然として全IT求人広告の73%近くを占めるが、ハイブリッドやオンサイト勤務の人気の高まっている。

現在、求人の72.73%がリモートワーク、24.18%がハイブリッド、3.09%がオンサイトとなっている。雇用主は、IT従業員に理想的な労働条件を提供することと、組織との強いつながりを維持することのバランスを見つけるという課題に直面している。2023年6月、B2B契約で完全リモートのシニアITプロフェッショナルの最高給与は24,600ズロチであった。

#### ポーランドの民間医療市場は2023年から2027年にかけて年率7%の成長が見込まれる【27日】

### エネルギー・環境

#### ポーランドとチェコの間相互接続、2026年までに開始へ【24日】

チェコのフィアラ首相は、年間容量50億立方メートルの Stork II ガスインターコネクターを2026年までに確実に稼働させるべく努力していると述べた。フィアラ首相は、このパイプラインはチェコにとって戦略的に重要であり、このパイプラインの稼働は中東欧地域のエネルギー安全保障の強化にもつながると付け加えた。モスクワ気候・環境大臣もこの問題を取り上げ、ポーランドはこのようなイニシアティブをすべて支持していると強調し「ポーランドは、各関係者のコミットメントと欧州委員会の財政支援が必要な Stork パイプラインやグダンスク湾の浮体式貯蔵再ガス化装置を含むガス・インフラプロジェクトの実施再開に前向きな姿勢を示している」と加えた。

#### KGHMがSMR候補地を選定【24日】

KGHM社は、小型モジュール炉(SMR)の導入に最適な場所をドルノシロンスキエ県及び近隣の県に数カ所選定し、これらの場所で地元コミュニティがSMR導入に同意するかどうかを判断するための調査を実施している。一方、Orlen Synthos Green Energy社も同様のプロセスを実施していると発表しており、詳細についてはプロセスが完了した時点で連絡するとしている。また、気候環境省もこの問題に取り組んでおり、原子力エネルギーに対する国民の受け入れ態勢の高さが、SMR導入への支持の高さに反映さ

中・東欧市場の調査分析会社PMRの調査によると、ポーランドの民間医療市場は、2023年から2028年にかけて年率7%で成長し、健康保険は9%、医療保険加入は8%増加すると予測されている。2022年の市場規模は700億ズロチを超え、パンデミックに伴う医療サービス需要の増加により2桁成長を遂げる。

同レポートは、民間医療サービスの人気の高まっているため、賃金の圧迫や医療スタッフの不足といった課題が生じ、サービスの待ち時間が長くなっていると指摘している。月額固定料金で特定の医療サービスを受けることを求める人々が増えているため、医療定期購読や健康保険が人気を集めている。中・東欧市場の調査分析会社PMRは、民間医療市場全体と比較して、これらの分野の成長率が高いと予測している。

れていると指摘している。

#### Orlen、石油子会社を統合【24日】

国営石油・ガス会社の PKN Orlen は、潤滑油市場における同社の地位を強固なものにするだけでなく、海外におけるダイナミックな国際展開の機会を創出する動きとして、石油子会社である Orlen Oil と LOTOS Oil の合併を成功裏に完了した。この合併について、Orlen のオバイテック CEO は、この合併がコングロマリットの経営効率と発展性を高めると強調した。「石油子会社の統合から生まれる相乗効果により、投資レベルを高め、すでに所有している資産をより有効に活用することが可能になり、その結果、Orlenグループ全体のバリュー・チェーンが強化される」と付け加えた。

#### ポーランド、リチウムイオン電池市場で本格的なプレーヤーに【26日】

世界有数の取引規模を持つデンマークの物流会社 DSV はグダンスクで、自動車産業や鉱業・エネルギー貯蔵セクター向けにリチウムイオン電池を製造する企業向けに、リチウムイオン電池貯蔵発電所を納入した。この企業の名前は明らかにされていないが、スウェーデンの Northvolt 社である可能性が高い。Northvolt 社は2年前、ヨーロッパ最大の蓄電池発電所を開発するため、グダンスクに2億米ドルを投資することを約束した。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞

在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### **【車両突入型テロ】**

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### **【爆弾、銃器を用いたテロ】**

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### **【刃物を用いたテロ】**

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

#### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

#### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

#### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

#### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっていきます。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるように

なる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### **旅券のオンライン申請等の開始について**

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】 展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日(金)～ 11月26日(日)】**

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

詳細: <https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています



大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsml@wr.mofa.go.jp](mailto:newsml@wr.mofa.go.jp))